

平成21年第3回大仙市議会臨時会会議録第1号

平成21年5月29日（金曜日）

議事日程第1号

平成21年5月29日（金曜日）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定（1日間）
- 第3 議長報告
・専決処分報告（法第180条関係）
・例月現金出納検査結果
- 第4 議案第113号 大仙市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
(説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第5 議案第114号 大仙市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決)
-

出席議員（28人）

1番 佐々木 昌志	2番 佐藤 文子	3番 小山 誠治
4番 佐藤 隆盛	5番 藤井 春雄	6番 杉沢 千恵子
7番 北村 稔	8番 高橋 敏英	9番
10番 千葉 健	11番 渡邊 秀俊	12番 金谷 道男
13番 斉藤 博幸	14番 佐々木 洋一	15番 武田 隆
16番 藤田 君雄	17番 菊地 幸悦	18番 佐藤 芳雄
19番 大野 忠夫	20番 大山 利吉	21番 高橋 幸晴
22番 本間 輝男	23番 門脇 一男	24番 橋本 五郎
25番 橋村 誠	26番 佐藤 孝次	27番 鎌田 正
29番 竹原 弘治	30番 児玉 裕一	

欠席議員（１人）

２８番 大坂 義徳

説明のため出席した者

市 長	栗 林 次 美	副 市 長	久 米 正 雄
副 市 長	山王丸 愛 子	教 育 長	三 浦 憲 一
代表監査委員	福 原 堅 悦	総 務 部 長	老 松 博 行
企 画 部 長	小 松 辰 巳	市民生活部長	元 吉 峯 夫
健康福祉部長	武 藤 芳 和	農林商工部長	藤 原 薫
建 設 部 長	中 嶋 喜代博	病 院 事 務 長	伊 藤 和 保
水 道 局 長	藤 田 良 雄	教 育 次 長	高 橋 修 司
教 育 次 長	藤 原 保 子	総 務 課 長	進 藤 雅 彦

議会事務局職員出席者

局 長	田 口 誠 一	参 事	高 橋 薫
主 幹	伊 藤 雅 裕	主 査	菅 原 直 久
主 事	中 川 智 晴		

午前１０時００分 開 会

○議長（佐々木昌志君） おはようございます。

これより平成２１年第３回大仙市議会臨時会を開会いたします。

市長から招集のあいさつがあります。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 本日、平成２１年第３回大仙市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご参集をいただき厚く御礼申し上げます。

今次臨時会でご審議をお願いいたします案件は、大仙市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例等の一部改正など条例案２件であります。

今次臨時会につきましては、去る５月１日に行われた人事院勧告、また、５月１３日の秋田県人事委員会の意見申し出を踏まえ、議会議員並びに特別職及び一般職の職員に係る平成２１年６月期の期末・勤勉手当の一部を暫定的に凍結するものであり、基準日である６月１日より前に関係条例を改正する必要があることから招集させていただいた

ところであります。

またあわせて、先般の市の一連の不適切な事務執行に関し、市長として自らを処分する意を込めまして、市長の給料の減額を行うものであります。

各案件につきまして、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

また、新型インフルエンザ対策につきましては、平成21年5月27日現在、国内における患者数が10都府県で352人と報じられており、秋田県では現在のところ患者は確認されておられません。

市におきましては、対策本部を組織するとともに、発熱相談センターを設置するなど対策を講じております。

仙北組合総合病院では、5月16日に発熱外来を設置しておりますが、万一、感染が拡大し、患者数が多数にのぼることとなった場合は、市におきましても大曲体育館、西仙北スポーツセンターに、順次、発熱外来センターを設置して、医師会等のご協力をいただきながら簡易検査の実施や指導を行うこととしております。

発熱外来センターは診療所に当たることから、その設置及び管理については条例で規定するものであります。感染拡大に応じて臨機に設置する必要があるため、場合によっては専決処分により設置させていただきたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

以上であります。

午前10時04分 開 議

○議長（佐々木昌志君） これより本日の会議を開きます。

欠席の届出は28番大坂義徳君であります。

○議長（佐々木昌志君） 本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。

○議長（佐々木昌志君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、4番佐藤隆盛君、5番藤井春雄君、6番杉沢千恵子君を指名いたします。

○議長（佐々木昌志君） 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐々木昌志君) ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

○議長(佐々木昌志君) 次に、日程第3、この際、諸般の報告をいたします。

議会の委任による専決処分報告1件が市長から、例月現金出納検査結果が市代表監査委員から、それぞれ提出されましたので、これらを別添お手元に配付のとおり報告いたします。

○議長(佐々木昌志君) 次に、日程第4、議案第113号及び日程第5、議案第114号の2件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。老松総務部長。

○総務部長(老松博行君) 【登壇】 それでは、ご説明申し上げます。

お手元の議案書の1ページから3ページをはじめにご覧いただきたいと思えます。

議案第113号、大仙市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、人事院の臨時勧告に伴い、議会議員並びに特別職及び一般職の職員の平成21年6月期の期末・勤勉手当の一部を凍結するものであり、平成21年6月1日から施行することとしております。

凍結する支給月数につきましては、議会議員、教育長、常勤監査委員、幸寿園管理者及び八乙女荘管理者にあつては期末手当0.15カ月、また、一般職の職員にあつては期末手当0.15カ月、勤勉手当0.05カ月の合計0.2カ月としております。

次に、4ページ・5ページになります。

議案第114号、大仙市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、平成21年6月1日から平成21年6月30日までの間における市長の給料月額を、附則の規定により84万5千円となっている現行の額から、その10分の1に当たる8万4,500円を減じた76万500円とするものであります。

また、議案第113号と同様に、市長及び副市長の平成21年6月期の期末手当0.15カ月を凍結するもので、平成21年6月1日から施行することとしております。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐々木昌志君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。5番。

○5番（藤井春雄君） 議案第113号のうち、一般職員の期末・勤勉手当の凍結にかかわる問題について質問をさせていただきたいと思います。

私の方の会派は総務委員会には出ていませんので、あえてここで質問をさせていただきたいというふうに思います。

今説明ありましたように、人事院勧告に基づいて職員の場合、0.2カ月の期末・勤勉手当の凍結を行うと、こういうことだようであります。私個人的に申し上げますと、人事院勧告制度というのを尊重するという立場からすれば、これは人事院勧告を受けての措置ということでしょうから、そういう制度を維持していくという上からは、これはやむを得ないことだと思っています。昨日の新聞を見れば、県内でも全市町村が人事委員会の意見や人事院勧告を受けてこの措置をすると、こういうことになっているという報道だようです。今朝の新聞を見れば、参議院でも社民党と共産党は反対したけれども可決されたと、こういう客観的な状況ですからやむを得ないと私も思います。ただ、やむを得ないだけで、この問題はやっぱり過ぎられないのではないかというような意味です。幾つか質問をさせていただきたいと思います。

1つは、やっぱり勤務条件にかかわる重大な問題ですから、職員団体といろいろ話し合いといいますか交渉はなされただろうと思います。その結果ですね、どのような状況になっているのか、そこをまず第1点目にお聞かせを願いたいと思います。

それから、この中身を見ますと、その「凍結」という表現になっています。凍結ということになれば、これは文字上からすればですね、解除される、あるいは解凍されるのかですね、そういう性格のものなのかどうか。普段、カットだとか削除するというような表現だとすれば、0.2カ月分、これは削除されとなればはっきりわかるんですが、凍結という表現だわけですから、これはいずれかの機会に解除されるという性格のものなのかどうかですね、そこをひとつお聞かせ願いたいと思います。

それから3つ目は、これは昨日の新聞にありましたが、市町村の段階は9割ほど全国的にもこの方針を受けて実施をするということだようですが、県の段階になりますと

11 県はこの方向ではないというまとめが昨日の新聞に出ていました。これは私、ほかの情報を見ますと、10 県では県の人事委員会の意見書も出なかったと、こういうふうに報道されているところもありました。昨日の新聞を見ればですね、県の段階では11 県はこの勧告どおり実施をしない。そして東京と静岡ですか、これはまだ未定だと、こういうような内容になっていました。これはそれぞれ県によっていろんな事情があるだろうと思いますが、県の人事委員会が意見書も出さなかったというところが10 県もある。それらの中身を聞いてみますと、例えばそれぞれの県で財政状況が非常に緊迫しているというようなことで、人事院勧告や何かを抜きにして独自に賃金カットしたとか何とかというそういう事情もあるというような話も聞いています。そういう中で県の人事委員会としては、人事院勧告があったからといってやっぱり凍結すべきだという意見を出すなどというのを差し控えたということだと思います。そういうことを考えますと、大仙市の場合は、やはりその勧告に基づかないカットや何かを、これはやっぱりいろんないきさつ、経過があったわけですが、そういうカットが行われてきたわけですね。そういう点では、やっぱり一様に勧告が出たからというだけで措置をするというのはいかなるものかという疑問は当然出てくるだろうと思います。そういう点についてですね、当局の見解をひとつお聞かせ願いたいと思います。

○議長（佐々木昌志君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 職員団体との話し合いについては、十分丁寧に行ってきておりますので、その経過を含めて総務部長から答弁させます。

それから、凍結関係の意味、これはひとつの行政用語ではないかなと私は思っておりますので、この辺も総務部長から答弁いたします。

この他県等の問題につきまして、この辺は私もよく答弁できないので、総務部長、あるいは副市長から答弁させます。

○議長（佐々木昌志君） 久米副市長。

○副市長（久米正雄君） 藤井議員のご質問にお答え申し上げたいと思いますが、まず第1点目の職員団体との交渉はどうなっているかというふうなことでございますが、5月1日付で人事院勧告の臨時の勧告が出まして、その後、県内、それから大仙地域の経済状況等いろいろ我々も勘案しまして、やはりこれは今回の人事院勧告に従うべきだということで、まず最初に事務方で組合との交渉といいますかそれを行っております。それが5月18日でございます、私は5月21日に私が出まして、これまでの考え方とか

いろいろお話をしたところであります。その中で職員組合では、大仙市の職員組合は19年度、20年度、21年度と給与の削減に協力していることもあって、今回のこの臨時の勧告については、話としてはわかるけれども応ずる、了解するというわけにはいかないというふうなことでございました。それで、できればこれをやめてもらいたいというふうなことも言われましたけれども、この給与削減の、今年、21年度も給与削減というふうなことで組合と交渉をする段階については、給与の部分についてはお願いしますよと。ただ、手当についてはこの後の人事院の勧告、21年度の勧告がどうなるのか、それを見て決断したいというふうな話をしてくれておまして、8月の人事院の通常勧告がどのようになるのか、これを踏まえてまた組合との交渉もありますけれども、8月の段階になると今、期末・勤勉手当を合わせて職員関係では0.2でございませけれども、おそらく21年度の全体の削減額が0.5とかというふうな形になるように私は考えております。組合でもそこら辺はそのように考えておるようです。ですからまず今回、「凍結」というふうな言葉で臨時の勧告が出ましたけれども、8月の段階でそれよりも大きな削減になりますと、その凍結の部分が包括されて0.5とかというふうな形になりますので、その段階でこの言葉のあれですけれども、それが包括されてしまうというふうに私は考えております。その際に、そうすれば期末・勤勉手当だけの8月の勧告になるのか、給与の削減も人事院から勧告になるのではないのかというふうな話も組合との中で出ております。ただ、これは出てみないとわかりませんが、ただその際に、私は19年、20年、21年と3カ年、組合と3カ年のお願いで給与削減してきましたので、できれば私としては、私、副市長で市長の代理で出ておりますけれども、その組合の中では人事院勧告がどのくらいの率で出るかわからないけれども、3年間の削減をお願いしてきていることもあって、給与の部分については8月の段階では十分私は考慮しますというふうな話をしました。そういうふうなことで、今回、組合の執行部との話し合いは、地域事情、それから県内の事情、日本全体の事情も十分わかりますけれども、それ以上で話はわかるけれども了解はできないということで、まずそこで別れたという、そういう段階でございませ。

2つ目の凍結の話も今しましたけれども、そういう考えでおります。

それから、他県で11県は人事院勧告どおりでないというふうなことは、やはりそれぞれその県独自の勧告で給与制度というふうなものを持っておるはずですので、やはりそれに基づいて、その県の地域事情等もあって今回のこの人事院の臨時勧告には応じな

いという、そういうことだと思います。大仙市の場合も昨年は県の人事院勧告に従わずに国の勧告に従って、県よりもそういうことですので期末・勤勉手当の率が0.015カ月高いんです、今現在も。ですから、これは既にさかのぼって我々の方では給与の削減をやっているということで、その部分はもう国の人勧どおりやらなくても、県の人勧どおりやらなくてもというふうな判断で組合と交渉して、そういうふうな形にしておるわけでございますので、今回もそこいら辺は組合とは了解を得ております。その部分については。

以上でございます。

○議長（佐々木昌志君） 老松総務部長。

○総務部長（老松博行君） 特に2点目の考え方、今、副市長からもお答えありましたけれども、人事院勧告から読みますと、今回の凍結分は暫定的に支給を見送りされる分と、暫定的に支給を見送るといような意味合いで「凍結」という言葉を使っているというふうに考えております。今後、実施されます職種別民間給与実態調査、その結果に基づきまして8月の人事院勧告の際には今回の分も含めまして正式に措置されるものというふうに思っております。副市長からもありましたように、8月の勧告では凍結ということじゃなくて正式に措置されるというふうに思っております。言い換えますと、凍結分につきましては、仮に今後、経済情勢が良くなりまして民間の給与実態も良くなるということであれば、そのときには支払われる可能性もないわけではないというふうに解釈しておりますけれども、現実的には大変支払われる可能性は少ないといえますか難しいものというふうに考えております。

それから、3点目のご指摘で人事院勧告が出たから、すぐ凍結なり、引き下げをするということではないのではないかとというようなご指摘でありましたけれども、この点につきましても、今、副市長からもお答えありましたが、私どもも即勧告引き下げ、即カットというふうな考え方では持っておりません。3カ年の独自の給与カットを実施中でありまして、そういった意味で職員団体との交渉の中には、8月の人事院勧告が出た場合には十分な話し合いの場を設けるということで双方合意に達しております。そういったことで、8月の人事院勧告の取り扱いについては、そういった形で勧告即引き下げ、カットということではないというふうに思っておりますので、職員団体と十分相談して、協議して決めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（佐々木昌志君） 5番、再質問いいですか。

○5番（藤井春雄君） ありません。

○議長（佐々木昌志君） ほかに質問ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐々木昌志君） ないようでございますので、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第113号及び議案第114号の2件は、議案付託表のとおり総務常任委員会に付託いたします。

この際、常任委員会審査のため、暫時休憩いたします。開会時間につきましては、追ってご連絡申し上げます。

午前10時24分 休 憩

.....
午前11時30分 再 開

○議長（佐々木昌志君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（佐々木昌志君） 日程第4、議案第113号及び日程第5、議案第114号の2件を一括して再び議題といたします。

本2件に関し、委員長の報告を求めます。総務常任委員長29番竹原弘治君。はい、29番。

○総務常任委員長（竹原弘治君）【登壇】 総務常任委員会に審査付託となりました事件について、本会議休憩中に慎重審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

はじめに議案第113号「大仙市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」は、当局からの議案内容説明に対し、質疑において「全体の削減総額はどのくらいか。」との質問があり、当局からは「約1億600万円。」との答弁がありました。

討論において、「人事院勧告は8月に行われるルールを無視して一部の企業を調査して行われたものである。一般職員の期末手当については、市独自の給与カットをしているので、手当まで削減すべきではない。また、地域経済に与える影響も大きいことから、本案には賛成できない。」との反対討論があり、採決の結果、出席委員の多数をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第114号「大仙市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、当局からの議案内容説明に対し「一連の不祥事について市長が減額するのはわかるが、市長以外の処分内容について議会に報告すべきではないか。」との要望があり、内容説明の後、「今後は逐一報告してまいりたい。」との答弁がありました。

また、職員が少なくなる中で職員間のコミュニケーション不足やプレッシャーを与えない方策等についての質問があり、当局から「一層の綱紀粛正に努めている。また、事務引き継ぎの徹底や事務個票の作成、さらには部長クラスの研修の実施など行っている。今後、組織の再編なども検討していく。」との答弁がありました。

採決の結果、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（佐々木昌志君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐々木昌志君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐々木昌志君） 討論なしと認めます。

これよりただいま議題となっております案件中、議案第113号を採決いたします。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（佐々木昌志君） 起立多数であります。よって本件は、原案のとおり可決されました。

次に、ただいま議題となっております案件中、議案第114号を採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐々木昌志君） ご異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決され

ました。

○議長（佐々木昌志君） 以上で本臨時会の日程は全部終了いたしました。

これにて平成21年第3回大仙市議会臨時会を閉会いたします。

ご苦勞様でした。

午前11時35分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

大仙市議会議長

議 員

議 員

議 員